平成２４年（フ）第４０２号
東京都府中市本宿町２丁目５番地の７パティントンハウス406
債務者　増渕　　栄
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月９日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４３８号
東京都日野市平山６丁目14番地の11ハイツ杉山207
債務者　杉本　一郎
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５５４号
東京都中野区大和町２丁目28番４号ハイツあかしや202、住民票上の住所東京都昭島市宮沢町３丁目７番17号
債務者　矢田　敬人
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５６８号
東京都八王子市散田町５丁目５番11号
債務者　木津　良美
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月９日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９９３号
神奈川県大和市西鶴間６丁目22番27号
債務者　森田　和也
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１１１号
横浜市南区東蒔田町12番地６　メゾン・ド・ジャジャ204
債務者　梅村　央江
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月10日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１７５号
横浜市鶴見区上末吉２丁目11番８号
債務者　山元　克彦
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２４号
静岡市葵区沓谷２丁目12番11号
債務者　望月　晶子
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月10日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３１６８号
大阪府吹田市千里山西６丁目62番Ａ―417号
債務者　末武　千恵（旧姓細川）
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０９号
岡山市北区下中野706―120　ファインヴィーブル参番館305号、住民票上の住所岡山市南区当新田27番地７
債務者　堀川　誠弥
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６４号
岡山市中区湊451番地18
債務者　藤原　純市
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６９号
岡山県玉野市玉２丁目29番24号、旧住所岡山県玉野市玉６丁目14番16号
債務者　藤井　恒任
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５５９号
東京都日野市平山４丁目20番地の１都営日野平山アパート８―205
債務者　元田　礼子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５６６号
東京都八王子市堀之内３丁目５番地１グランデュール峯305号
債務者　地田　康子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６９３２号
東京都江東区白河２丁目19―11　高野方301
債務者　酒井　明美
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部